

すべての介護・福祉従事者にワクチンの優先接種と頻回のPCR検査を実施してください！

新型コロナウイルス感染症が蔓延する中、すべての介護・福祉従事者は緊張の中で支援を続けてきました。医療機関や介護施設の困難な状況はよく知られていますが、介護保険や障害福祉の在宅サービスでは、施設介護のような管理が一元的にできず、異なる困難を抱えてきました。認知症や精神・知的障がいからマスクなどの感染対策ができない在宅サービス利用者は少なくありません。

在宅サービスの利用者には有病者や医療的ケア児・者なども含まれ、サービス従事者が「感染させない」よう努めても、無症状感染や感染力の強い変異ウイルスが増えている今、限界があります。一方、「母が訪問ヘルパーから新型コロナウイルスを感染させられて亡くなった」と訪問介護事業所が訴えられることが起きました。この件は和解となりましたが、介護現場に衝撃が走りました。

直近では病床がひっ迫する中、新型コロナウイルスに感染し在宅で療養を続ける要介護高齢者への訪問介護サービス継続を求める通知「病床ひっ迫時における在宅要介護高齢者が感染した場合の留意点等について」（Vol.919 令和3年2月5日厚生労働省老健局）が出されました。感染者用病床のひっ迫から要介護高齢者の在宅療養を訪問介護にゆだねたものですが、医療のバックアップは明示されておらず、現場は困惑しています。

このような対応を求めながら、施設職員に適用されているワクチンの優先接種から在宅介護が除外されました。特に訪問介護は有効求人倍率が15倍、ヘルパーは感染リスクの高い60代以上が中心で、これを機会に辞めていきます。在宅介護のひっ迫はコロナ禍によって加速しています。

介護・福祉従事者に対しては、施設、在宅と分けることなく、ワクチンの優先接種を行うことを強く要望します。

また、ワクチン接種がいきわたるまでの間は、陽性者を早期に発見して感染を拡大させないためにすべての介護・福祉従事者に対して頻回なPCR検査を公費で行うことを重ねて要望します。

要介護高齢者のおよそ7割は在宅介護です。この人々と介護家族が安心してコロナ禍を乗り切るためにも必須であることを申し添えます。

1. すべての介護・福祉従事者を新型コロナウイルスワクチンの優先接種対象にしてください。
2. すべての介護・福祉従事者に、頻回なPCR検査を公費で実施してください。

※「すべて」の中には、ケアマネジャー、相談支援専門員、福祉用具レンタル、移送サービス、配食サービス従事者等を含みます。

※ワクチン接種は希望者を対象とします。

発起人

ケアコミュニティ せたカフェ 中澤まゆみ/ (NPO) 暮らしネット・えん 小島美里

賛同人・賛同団体

在宅療養拠点菜のはな 中野智紀/東京山の手まごころサービス 服部万里子/ (NPO) サポートハウス年輪 安岡厚子/ (NPO) グレースケア機構 柳本文貴/「Better Care」編集長 野田真智子/ZUTTO-koko 岩瀬はるみ/ (株) ワーク&ケアバランス研究所 和氣美枝/ (株) コクーン 平井貴明/ (株) 福祉の杜い

まじん 工藤美奈子/ (NPO) ウィメンズ アクション ネットワーク/中央社会保障推進協議会/全国マイケアプランネットワーク 島村八重子/ヘルパー国家賠償訴訟原告 藤原るか、伊藤みどり、佐藤昌子/ (合同) てつ福祉相談室 鐵宏之/市民福祉情報オフィス・ハスカップ主宰 小竹雅子/ (公社) 認知症の人と家族の会副代表 花俣ふみ代/ (2月25日現在)

守ろう!介護保険制度・市民の会/ (公社) 認知症の人と家族の会 富山支部/京都ヘルパー連絡会代表世話人神田知加子/京都ヘルパー連絡会事務局長櫻庭葉子/ (公社) 認知症の人と家族の会 鎌田君代/(2月26日現在)

(NPO) つぼみの会 本間園子/ (株) あんくる介護サービス 磯崎寿之/ (3月9日現在)

(公社) Uビジョン研究所 本間郁子/全国老人福祉問題研究会

連絡先

ケアコミュニティ せたカフェ 中澤まゆみ nakazawa@seta-cafe.com

暮らしネット・えん 小島美里 npoennmk@jcom.home.ne.jp tel 048-480-4150

【参考資料】

2. 在宅サービス従事者に係る対応

- 市町村は、以下の①から③により、**在宅サービスの従事者を「高齢者施設等の従事者」に含めて、優先接種の対象とすることが可能。**

- ・ 訪問系、多機能系 : 訪問サービスの提供
- ・ 通所系 : 訪問サービスへの切替
- ・ 短期入所系、多機能系 : 感染者等を帰宅させられない場合、施設内療養
- ・ その他の在宅サービスで、直接接することが考えられる事業所の従事者

- ① **市町村が**、地域の感染状況、医療提供体制の状況等を踏まえ、感染が拡大した場合に、在宅の要介護高齢者が自宅療養を余儀なくされ、こうした者に対する介護サービスの継続が必要となることが考えられると**判断**した場合
- ② **在宅サービス事業所が**、地域における病床ひっ迫時に、自宅療養中の感染者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向を市町村に**登録**した場合
- ③ ②の事業所の**従事者が**、**自宅療養中の感染者等に直接接し、介護サービスの提供等を行う意思**を有する場合

出所：全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（2021年3月9日）